



法テラス 迷うあなたの 道しるべ

関係機関の皆様へ



日本司法支援センター
奈良地方事務所
所長 多田実

「法テラス」は「法で社会を明るく照らしたい。」という思いを込めて設立された機関です。世の中には、借金が多額になり生活が困難となったり、突然家主から借家から退去要求される等多様な法的トラブルが存在します。法テラスは、市民の皆様へ法的トラブルを解決するための多様な法律制度や解決方法に関する情報を提供するサービス(情報提供業務)を行い、法的トラブルを抱えた人々の駆け込み寺となるべく活動しています。そこで、関係機関の皆様の下に法的トラブルを抱えた人が相談に訪れ、相談できずにその人のトラブルを解決できないため、他の機関を紹介せざるを得ない場合、法テラスを紹介していただくとその人が抱えているトラブル解決に適切な機関を紹介します。また、法テラスは、関係機関の皆様の下で解決することが適切と認められるトラブルを抱えた人が法テラスに情報提供を求めて来た場合、関係機関である皆様を紹介させていただきます。

また、法テラスの情報提供機能の充実と法テラス奈良の現況を広く知って頂くために法テラス奈良はホームページ(<http://www.houterasu.or.jp/nara/>)を立ち上げました。これからホームページを充実させ、関係機関の皆様にとって使い勝手のよい法テラス奈良にしたいと思っておりますので、ご期待下さい。

法テラス奈良の現状を知り大いに利用して頂くために、ニュースレターを作成しましたので、ご覧下さい。

地方協議会を開催しました

法テラスは、地域の実情に応じた業務の運営に努めるために、各関係機関との協議の場を設け、質疑や意見を受けることにしています。平成19年度は9月13日(木)に奈良市(奈良商工会議所)で、9月26日(水)に橿原市(橿原市文化ホール)で、それぞれ地方協議会を開催いたしました。両会場ともに30名を越える参加をいただきました。今後とも、業務の連携のあり方について相互の認識の共通化を図る機会を設けていきたいと考えています。



ご活用下さい！～情報提供リーフレット



コールセンターへの問い合わせの多いご質問を紹介しています。窓口への据え置きやご相談者の方へのアドバイスや法テラスをご紹介いただく際に窓口でご活用下さい！

サイズ:10cm×21cm(4つ折)

- | | | |
|------------|---------------|--------------|
| ①離婚問題Q & A | ③労働問題Q & A | ⑤多重債務問題Q & A |
| ②相続問題Q & A | ④建築賃貸借問題Q & A | ⑥民事全般Q & A |
- 全6種類

送付のご希望は必要なリーフレット名と部数を法テラス奈良までご連絡下さい。

法テラス奈良の最新情報はホームページで！ <http://www.houterasu.or.jp/nara>



法テラス奈良

営業時間：月～金(9時～17時)

〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6階

TEL 050-3383-5450/FAX 0742-24-3213



法テラス南和

営業時間：月～金(9時～17時)

〒638-0821 吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4階

TEL 050-3383-0025/FAX 0747-52-9179

法テラスの主な業務

法テラスは総合法律支援法に基づいて設立された法人で、平成18(2006)年10月より業務を開始しました。全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会を目指しています。

情報提供

※弁護士・司法書士の紹介・斡旋、電話での法律相談を実施するものではありません。

どこを案内していいかわからない

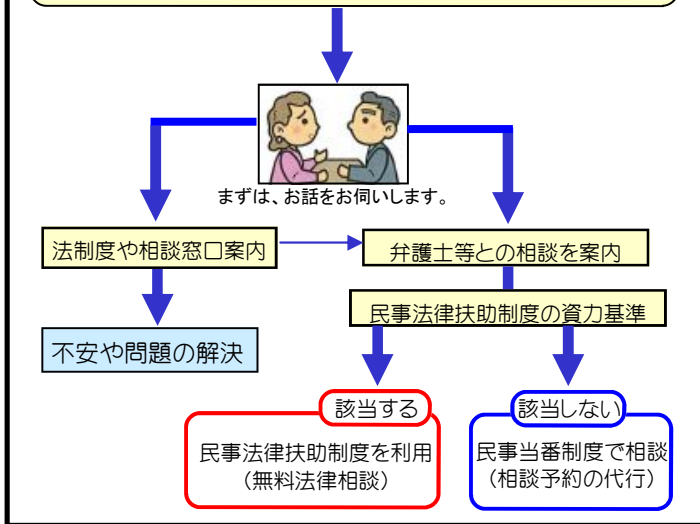
法専門家が必要かわからない

こんなとき...



法テラス奈良をご紹介下さい **050-3383-5450**

相談者の方に適切な情報や相談窓口をご案内します



利用方法

電話で	
●法テラス奈良	平日9:00～16:00
●コールセンター	おなやみなし 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00
面談で	
●法テラス奈良	受付9:00～16:00 ※業務は9:00～17:00
ホームページで	
http://www.houterasu.or.jp 「法テラス」で検索	
<input type="text" value="法テラス"/>	<input type="button" value="検索"/>

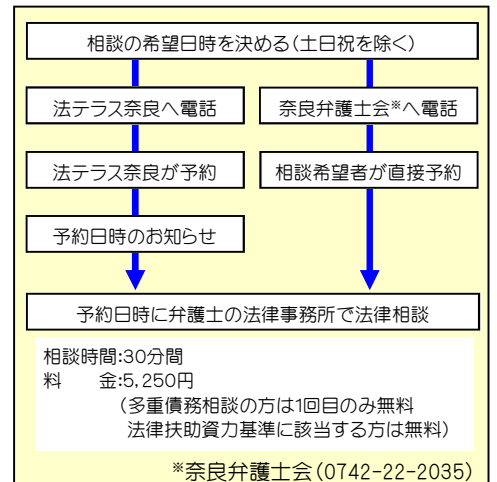
ご存知ですか？民事当番弁護士制度(奈良弁護士会) — 法テラス奈良を通じてもご利用いただけます。

法テラスでの法律扶助相談は、資力基準に該当する方のみが利用できるという制約があります。では、資力基準をオーバーしている方や、また、法テラス相談の開催日時と都合が合わない方等はどうして弁護士との法律相談ができるのでしょうか。無料相談をご希望であれば、例えば相談希望者の在住地域(市町村)を対象に法律相談を開催している自治体がある場合、その相談サービスをご紹介することになります。



一方、有料でも構わない、また自分の都合の合う日時に相談したい方には、弁護士が自身の法律事務所で行う法律相談をご案内いたします。これは、奈良弁護士会が実施されている「民事当番弁護士制度」という相談紹介制度で、土日祝を除く平日に3名の弁護士がそれぞれ3時間ほど事務所で待機し、一人当たり30分間の法律相談に迅速に対応できるようになっている制度です。この制度に登録している弁護士は民事法律扶助事件も取り扱えるようになっており、平成13年4月(財)法律扶助協会当時)から運用されている制度です。

《相談までの流れ》



民事法律扶助

経済的に困りの方は【法律相談】と弁護士・司法書士の【費用の立て替え】を利用できます。

①ご利用には次の条件を満たす必要があります

(A) 収入等が一定額以下であること

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000円以下	251,000円以下	272,000円以下	299,000円以下

(B) 勝訴の見込みがないとはいえないこと

(C) 民事法律扶助の趣旨に適すること

(報復や宣伝、権利濫用目的等の場合は利用できません)

民事法律扶助制度のご利用が可能か不明な場合でも、まずは法テラスをご紹介ください。法テラスで利用可能か確認をさせていただきます。ご利用ができない場合でも必要に応じて法律相談(有料)や適切な相談窓口をご紹介して問題解決のサポートをいたします。



②まずは【法律相談】 《民事法律扶助の手続の流れ》

弁護士等へ依頼を希望している場合でも、まず法律相談を受けていただきます。

- 対象:(A)と(C)の条件を満たす方
- 相談日:毎週月・水・金曜日 13:00~16:00
- 相談時間:30分
- 相談の種類
 - 一般相談(離婚、相続、金銭、不動産などの民事全般)
 - クレジット・サラ金相談

法律相談だけで解決した方は以下の手続には進みません。

2. 審査

弁護士、司法書士から申込みの後、書面にて審査を行います。

3. 援助開始決定【費用の立て替え】

弁護士・司法書士の費用(着手金・実費等)を立て替えます。立て替えた費用は、毎月分割でお支払いいただきます(無利息)。

4. 事件終了

事件結果を考慮し、審査の上、弁護士・司法書士の報酬金を決定します。

国選弁護

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補者及び国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどの業務を行っています。

■国選弁護制度

刑事事件で逮捕・勾留された「被疑者」、起訴された「被告人」が、貧困などの理由で自分で弁護人を選任できない場合に、本人の請求または裁判官の職権により裁判所が弁護人を選任する制度です。

■国選付添制度

少年法が改正され、少年事件につき一定の重大事件について裁判所の職権により弁護人を付添人として選任する国選付添制度が平成19年11月から始まりました。

付添人とは？

家庭裁判所の手続が始まった後、少年の味方になってくれる人です。少年と共に事件の原因を考えたり、立ち直る援助などをします。

犯罪被害者支援

■情報提供

刑事手続への適切な関与や、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者支援を行っている団体などの活動内容についてご紹介します。

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
0570-079714

- 犯罪被害者支援の知識と経験をもった担当者がお話を伺います。
- 相談の秘密は厳守します。

平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00

■精通弁護士の紹介

犯罪被害者の支援に精通している弁護士を紹介します。

司法過疎対策

近くに弁護士などの法律専門家がない等の理由で法律サービスを受けることが難しい地域(=ゼロワン地域)において、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が適切な料金で法律サービスを提供します。

奈良県のゼロワン地域に

法テラス南和法律事務所がオープンしました

詳しくは次のページで



■法テラス南和法律事務所オープン！



西木秀和 弁護士

法テラス南和地域事務所が11月8日に名実ともに開所してから、早3ヶ月近く経ちました。その間、扱った事件数は、複数回の相談件数を含めて45件、そのうち受任まで至っているのが、国選も含めて18件と相談件数の4割程度というところです。

開所当初は、相談件数が3日に1件程度だったので、「大丈夫だろうか、今後増えていくのだろうか？」と不安でしたが、最近ではほぼ1日に1件は相談があるようになり、一安心しています。

事件の内容は、債務整理と国選弁護事件で約7割を占めており、だいたい予想通りなのですが、以前勤務していた神戸で多かった親子関係や離婚等の家事事件が意外と少なく、驚いています。

今後は、まだ相談に来ていただけてない、十津川村をはじめとする南部の方々にもっと法テラス南和を知ってご利用いただけるよう、巡回相談等を実施できればと思っています。

五條市と吉野郡の大部分を含む奈良地方裁判所五條支部は長らく「ゼロワン地域」でした。「ゼロワン地域」とは地方裁判所支部管内で開業している弁護士がゼロか一人しかいない地域のことです。

法テラスでは、この「ゼロワン地域」をはじめとする弁護士の数が少ない「司法過疎地域」に、直営の法律事務所を設置し、地域住民の方々に法律サービスを受ける機会を提供する事業に取り組んでいます。法テラスは近畿では始めて司法過疎地域に法律事務所をオープンしました。法テラス南和法律事務所は奈良地裁五條支部管内の大淀町に開設され、2007年11月から業務を開始しています。

法テラス南和は法テラスに勤務する弁護士が常勤する法律事務所です。

■取扱業務:民事法律扶助事件、国選弁護事件の他

一般に開業している法律事務所と同様に有償の法律相談事件の受任等のサービス

■営業時間:平日 9:00~17:00

■〒638-0821 吉野郡大淀町下漕68-4 やすらぎビル4階



やすらぎビル

まずは、ご連絡下さい！ **TEL:050-3383-0025**

■犯罪被害者支援奈良県民集会が開催されました



平成19年11月28日(水)に、なら100年会館中ホールにおいて「犯罪被害者支援奈良県民集会」が開催され、法テラス奈良も後援団体として協力させていただきました。

犯罪被害者の現状を県民に周知し、地域から被害者も加害者も出さない安全で安心な街づくりをめざそうという呼掛けに、多くの県民が集まりました。

パネラーは、佐世保市内の小学校で起きた女子児童による同級生殺人事件の被害者遺族である御手洗恭二さんと、「少年犯罪被害当事者の会」代表の武るり子さんと、お二人の切実な訴えに会場では深い感銘を受けました。

～日本弁護士連合会より法律援助業務の委託を受けました～

平成19年10月より刑事被疑者、少年保護事件、犯罪被害者、難民認定、外国人、子ども、精神障害者、心神喪失者、高齢者・障害者等の法律援助業務を開始しています。